

図11 60歳以上の4号観察者の推移(指数)

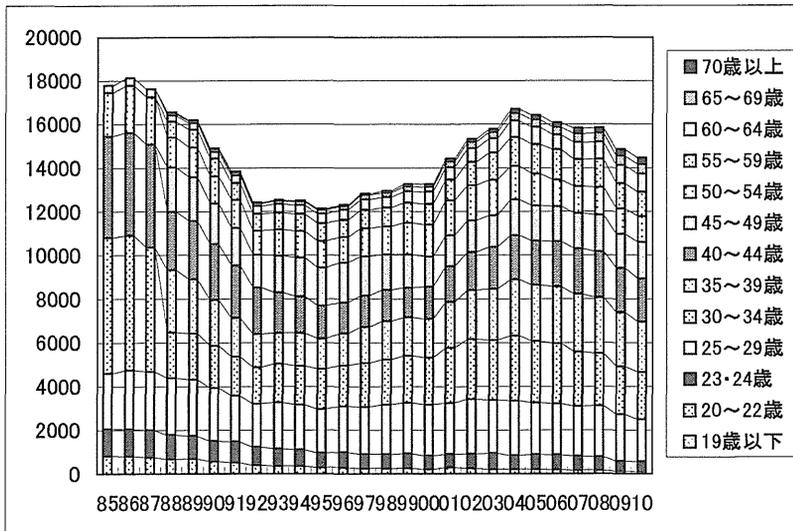


図12 3号観察者の年齢の推移

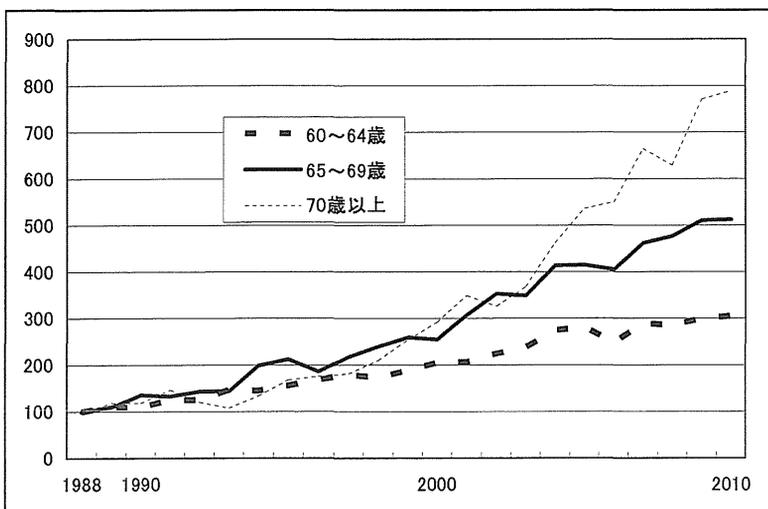


図13 60歳以上の3号観察者の推移(指数)

補足 (図表)

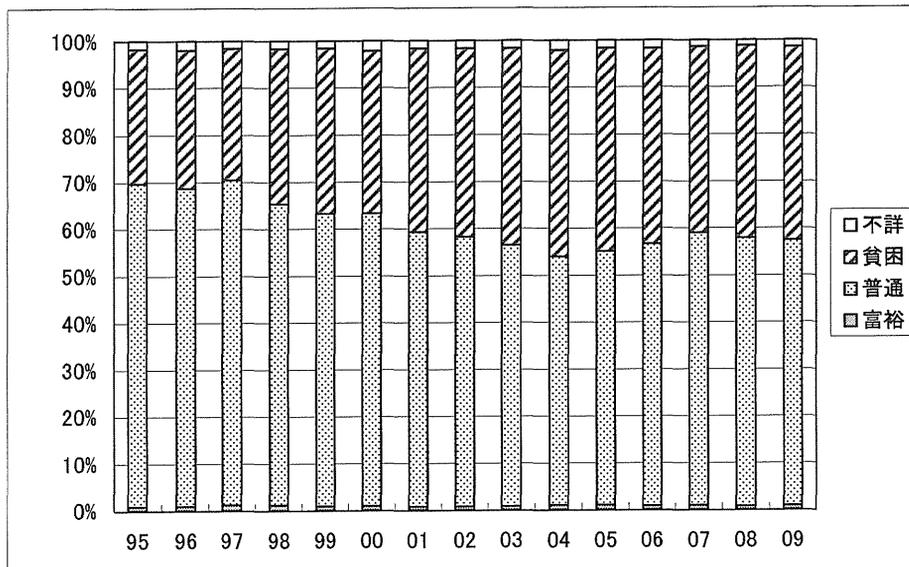


図6: 新受4号観察者の生計状況の動向(構成比)

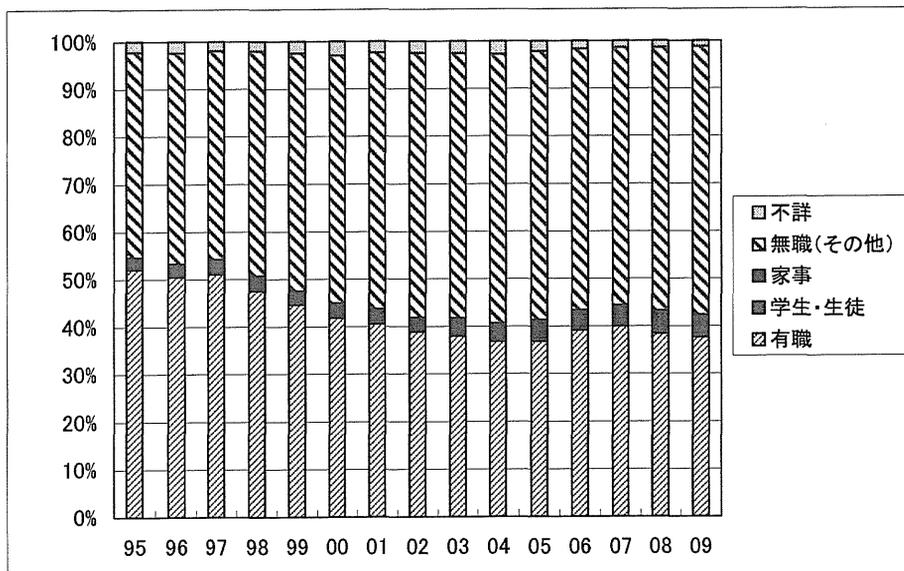


図7: 新受4号観察者の職業の有無の推移(構成比)

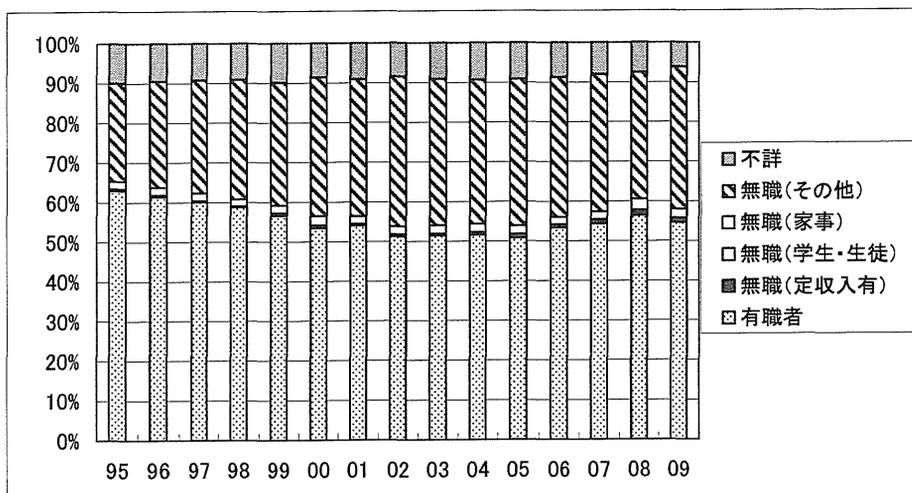


図8: 新受4号観察終了者の職業の有無の推移(構成比)

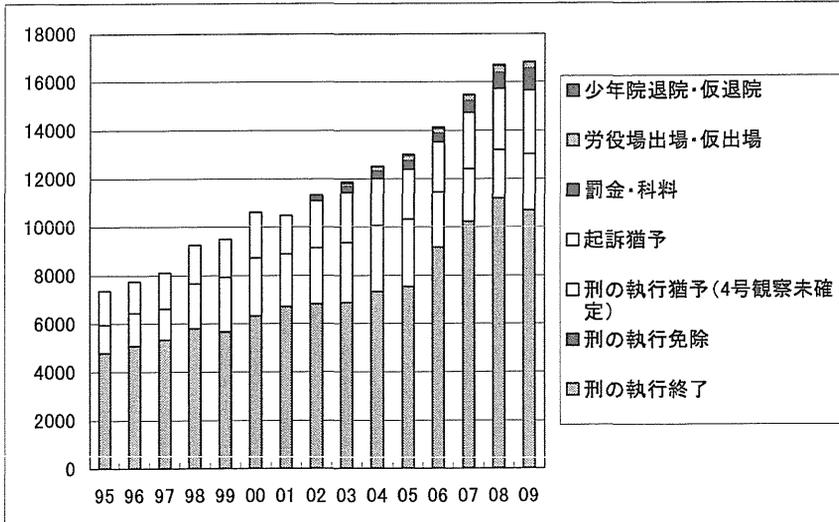


図9: 更生緊急保護事件の受理人員

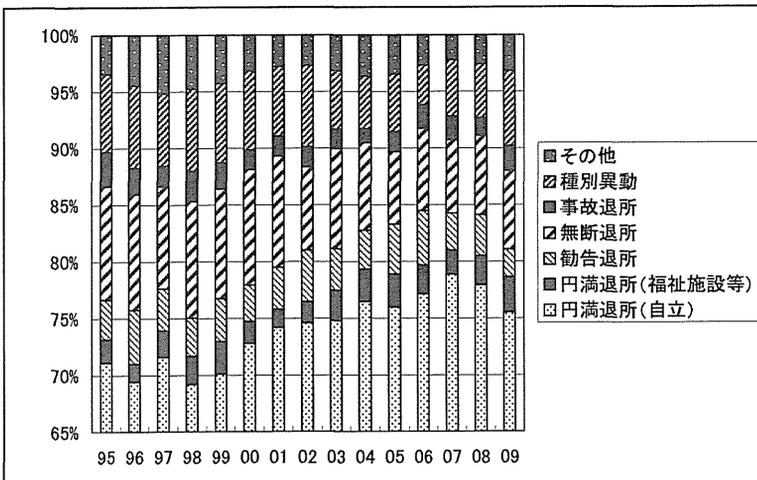


図10: 更生保護施設委託終了者の終了事由別(刑執行終了者)

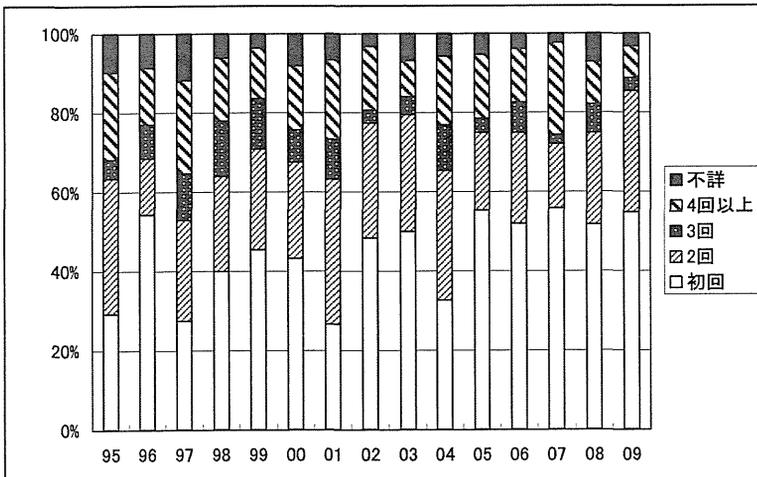


図11: 更生保護施設委託終了者の入所回数(刑執行終了者:終了事由福祉施設)

更生保護施設等に対する調査

研究分担者 追手門学院大学・准教授 古川隆司

【研究要旨】

更生保護施設を対象とした質問紙調査によると、更生保護施設の大半が触法高齢者・障害者を受け入れ、その処遇を契機として社会福祉等関係機関との連携を必要とされていた。しかし、地域生活定着支援事業による関係機関との連携や福祉職員を採用した指定施設での処遇における連携に、それぞれ課題があること、及び地域生活定着支援センターとの連携も十分進んでいない事が明らかとなった。ヒアリング調査の結果から施設職員は、更生保護のあり方の過渡期であるとの認識を有しながらも、従来からの更生保護のあり方との折りが課題と考えていることも明らかとなった。

A. 研究目的

本研究は、刑事政策における仕上げ段階にあたる更生保護施設において、特別調整の対象者である触法高齢者・障害者の処遇と社会福祉の現状について、質問紙調査・ヒアリング調査を通して実態の把握と課題を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

平成 22 年に更生保護施設を運営する更生保護法人全てに郵送による質問紙調査を実施、回収の上統計処理を行った。またのべ 9 か所 (6 府県) の更生保護施設に訪問、触法高齢者・障害者など福祉的援護を要する対象者の処遇と社会復帰支援に関する課題について補足的にヒアリング調査を行った。以上をもとに、更生保護における社会福祉との連携の現状と課題を考察した。

<倫理面への配慮>

調査内容について、質問紙調査は施設名が分からないよう数値・言語データを用いることとした。またヒアリング調査にあたっては、事前に文書による依頼を行う際、個人情報に関わる内容は全て記号化し、ヒアリング結果の事前査読を受けて許可を得た内容を用いた。

C. 研究結果

質問紙調査の回収率は 92.3%、設問に応じて単純・クロス集計で整理した上分析と考察を行った。また自由記述回答は、テキストデータに起こして KJ 法による A 型図解を行ったうえで概念整理を繰り返す

返しキー概念相互の関連をもとに B 型図解を行い、分析と考察を行った。

ヒアリング調査は結果をテキストデータ化し、キーワードを中心に整理を行い、分析と考察を行った。

(1) 質問紙調査

I 触法高齢者の受け入れについて

問 1 「過去 10 年間で、触法高齢者を受け入れたこと」

ある	92.6%
ない	7.4%

<「ない」と答えたもののみ>

問 2 「受け入れたことのなかった理由」

少年を対象としている	28.6%
雇用が決まる見込みがない	28.6%
専門的な処遇が行えない	20.0%
専門機関等の協力が得られない	0%
その他	3.4%

問 3 「受け入れ打診があった際に断った理由」

少年を対象としている	40.0%
雇用が決まる見込みがない	66.6%
専門的な処遇が行えない	2.4%

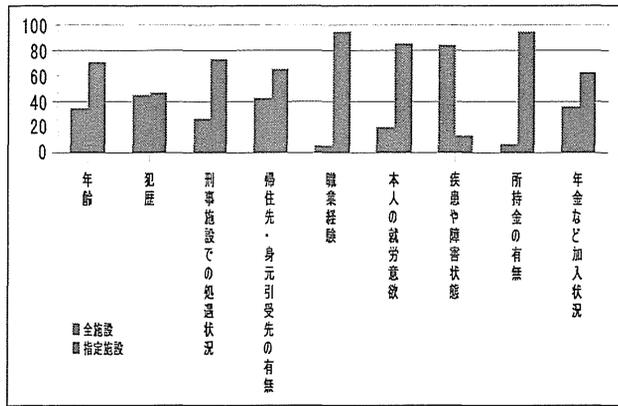
<「ある」と答えたもののみ>

問 4 「どのような形で触法高齢者を受け入れたか」(複数回答)

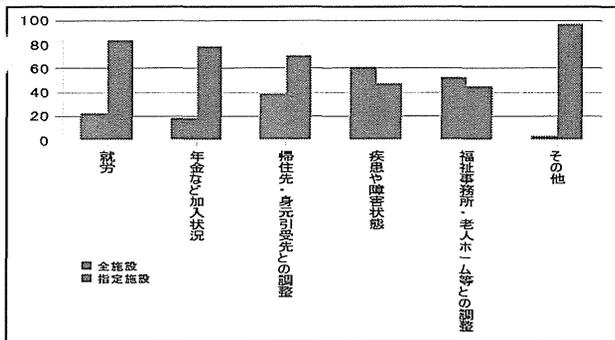
刑事施設から (中間処遇を除く)	89.8%
更生緊急保護として	78.4%
長期受刑者の中間処遇として	29.6%
市町村から	1.1%
その他	3.4%

【考察】 触法高齢者の受け入れについては、少年を対象とする施設以外ほとんどが受け入れている。また受け入れの形態をみると、「刑事施設から」について「更生緊急保護として」受け入れるケースが多い。さらに中間処遇としても相当数受け入れているが、これは刑事施設内で高齢化した者が多いことを示唆している。しかし、施設処遇の目的である「就業による自立」が困難であることを理由に受け入れない施設も多い。

問 5 「触法高齢者の受入について検討した点」(複数回答, 単位%)

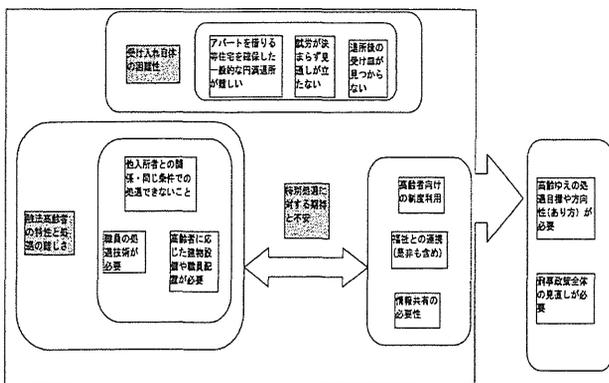


○問6 「触法高齢者の処遇で考慮すること」(複数回答, 単位%)



【考察】 触法高齢者の受け入れおよび処遇で考慮する点について、全体と指定施設での着眼点が大きく異なる。前者が本人の属性に着目しているのに対し、後者は処遇や出口に関わる部分へ着目していることがわかる。

○問7 「触法高齢者の処遇で課題と考えること」(自由記述から図解化)



【考察】 自由回答記述からキーワード化し、抽出

れたキー概念ごとにカテゴリ化・相互の関連性を図解で示した。すると、大きくは、第一に触法高齢者の処遇全般に対する不安および福祉職との連携が考えられており、これが、高齢化に伴う更生保護のあり方への関連性が見出せる。前者は、受け入れ自体の困難性や触法高齢者の特性と処遇などの意見が、処遇への不安の要因となっていることが示唆される。II 触法障害者の受け入れについて

○問8 「過去10年間で、触法高齢者を受け入れたこと」
 ある 81.9%
 ない 18.1%

<「ない」と答えたもののみ>

○問9 「受け入れたことのなかった理由」
 少年を対象としている 5.6%
 雇用が決まる見込みがない 22.2%
 専門的な処遇が行えない 38.9%
 専門機関等の協力が得られない 0%
 その他 33.3%

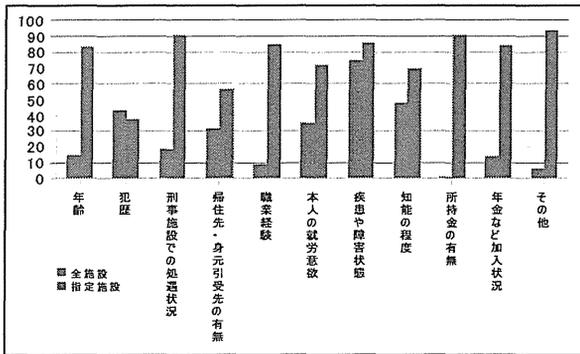
○問10 「受け入れ打診があった際に断った理由」
 少年を対象としている 8.3%
 雇用が決まる見込みがない 8.3%
 専門的な処遇が行えない 83.3%

<「ある」と答えたもののみ>

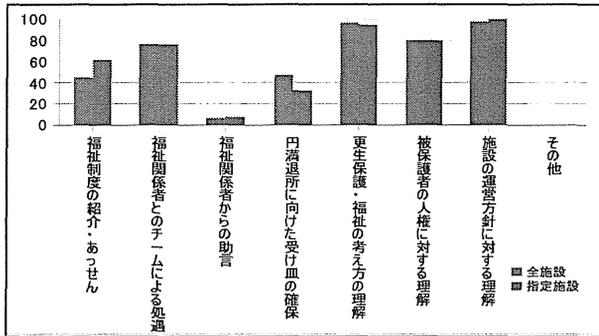
○問11 「どのような形で触法障害者を受け入れたか」(複数回答)
 刑事施設から(中間処遇を除く) 86.7%
 更生緊急保護として 68.4%
 長期受刑者の中間処遇として 14.5%
 市町村から 1.3%
 その他 7.9%

【考察】 触法障害者についても、触法高齢者同様大半の施設が受け入れている。また、受け入れの形態をみると、刑事施設から受け入れる場合、ついで更生緊急保護による場合が多い。逆に受け入れを断った理由を見ると、専門的な処遇が行えないことを理由にしている施設が多い。

○問12「触法障害者の受入について検討した点」(複数回答, 単位%)

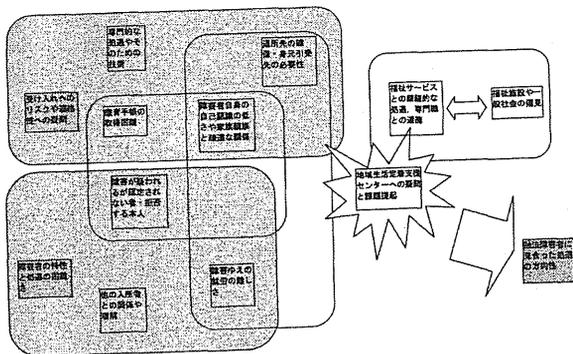


○問13「触法障害者の処遇で考慮すること」(複数回答, 単位%)



【考察】触法障害者の受け入れおよび処遇で考慮する点についても、全体と指定施設では着眼点の相違が際立つ。とくに本人の生活歴等への関心が指定施設の回答では目立つ。

○問14「触法障害者の処遇について課題と考えること」(自由記述から図解化)



【考察】触法高齢者と異なり、本人の障害受容や社会関係面・家族等身元引受先との関係調整の困難さが処遇全体の課題と考えられていることがうかがえる。III触法高齢者・障害者の処遇における福祉との連携について

○問15「福祉職の配置の状況」

社会福祉士を配置	22.47%
介護福祉士を配置	14.61%
介護支援専門員を配置	3.38%
その他の職員を配置	21.35%
配置していない	38.2%

【考察】平成21年度から始まった地域生活定着支援事業に伴い、指定施設となった更生保護施設には、建物・設備のバリアフリー化、福祉職の配置が行われている。採用されている福祉職をみると、社会福祉士がもっとも多く、ついでその他の職員、介護福祉士、介護支援専門員の順であった。各職種による差は考慮されていないことがうかがえる。

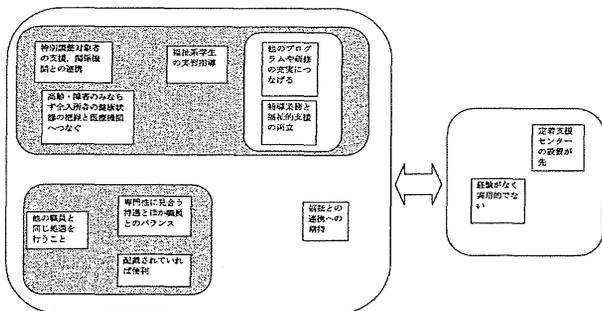
○問16(1)「福祉職員の雇用身分」

常勤職員(勤務週5日)	94.34%
非常勤職員(勤務週1~4日)	3.77%
パートタイム	1.89%

○問16(2)「福祉職員の職務内容」(複数回答)

他職員と同じ内容	77.8%
主に事務	0%
主に処遇	26.9%
特別の処遇プログラム	28.3%
病院・福祉事務所等の連絡調整	75.5%
その他	3.8%

○問16(3)「福祉職員の職務に対して期待すること」(自由記述を図解化)

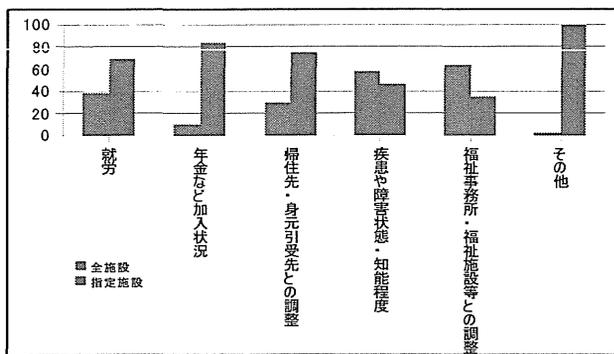


【考察】福祉職員もほぼ常勤職員として、他の職員と同様に歩道業務に従事している。しかし、病院・福祉事務所等との連絡調整の割合が高いため、身元引受先が得られない場合の受け皿を検討・準備していくことが期待されていることがうかがえる。これは、福祉職員の職務に対する評価にも現れている。

○問17 (1) 「福祉との連携への意向」

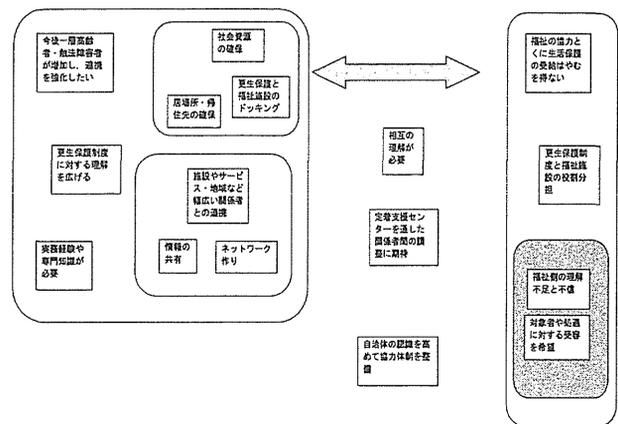
一層必要	64.8%
対象によって必要	31.9%
限定的に必要	3.3%
あまり必要ない	0%
まったく必要ない	0%

○問17 (2) 「福祉関係者との連携について課題と考えること」(複数回答)



【考察】 割合の差こそあれ、福祉関係者との連携が必要と考えている施設が大半であった。しかし、連携を職場内よりも組織間でとらえている傾向がみとれ、更生保護の事業・被保護者などに対する理解が現状では十分でないことがうかがえる。とくに施設の運営方針や、更生保護・社会福祉の考え方を理解することについて多くの回答が寄せられ、ついで被保護者の人権や福祉関係者とのチーム処遇が課題として多くの意見が寄せられていることから、更生保護からみると要援護性のある被保護者を社会福祉が「特別視」している現状があり、理解不足を感じていることが考えられる。

○問18 「今後進めるべき福祉関係者との連携」(自由記述を図解化)



【考察】 問18においては、基本となる補導業務と特別調整の対象である被保護者の処遇のバランスが必要であるなど肯定的な意見が多くを占める一方、否定的な意見として採用した福祉職員の経験不足・組織間連携を重視する方向など、処遇施設として多機能化が要請される更生保護施設の課題が浮かび上がる。

○問19 (1) 「地域生活定着支援センターの開設状況」

開設された	3.17%
開設準備中	87.3%
未開設	9.52%

<「開設された」の回答者のみ>

○問19 (2) 「処遇における定着支援センターとの連携への評価」

うまく連携できている	23.6%
まあまあ連携できている	21.8%
まだ連携がうまくいっていない	21.8%
まったく連携できていない	5.5%
わからない	27.3%

また人間関係の面では、触法高齢者・障害者とも他の対象者との関係で公平性を保つことに留意している事があげられた。

③考慮している点

まず信頼関係を築く点、また長年にわたって累犯により服役を繰り返している場合は、本人のパーソナリティを理解することが重要である点があげられた。ある施設では、生活歴の中で家族による虐待を受けてきたり、親族により年金の搾取など権利侵害を受けている触法障害者があつた等、家族環境の問題が伏在しているケースもあつた。

④その他

これらの対象者を受け入れていない施設にあつても、手長の対象者については、生活習慣を整えることを重視し、清掃や生活習慣への指導を通した年少者への模範となることによって自尊心が回復するという点が強調される施設もあつた。

(3) ヒアリング調査②

平成21～23年に地域生活定着支援センター（以下、定着支援センター）のべ8ヶ所・7府県において相談員を務める福祉職員へのヒアリング調査を行った。主な内容は更生保護施設職員と同様、①触法高齢者・障害者への特別調整の対応状況、②社会関係調整で苦勞している点、③考慮している点、である。また、補足的に全国地域生活定着支援センター連絡協議会（連絡協議会）へオブザーバー参加をし、運営に関わる課題について聞き取りを行った。

①触法高齢者・障害者への特別調整の対応状況

ヒアリング調査を実施した定着支援センターでは、運営・設立母体となっている社会福祉法人等がほとんど障害者福祉に関する事業や実務経験が多かつた。このため、特別調整が開始された時点では「予想よりも高齢者が多い」等の声が聞かれ、実際も触法高齢者への特別処遇が半数以上を占めた。

刑事施設や保護観察所から得られる触法高齢者・障害者に関する情報が少なく、事前の面接などで本人の生活歴を十分把握するなど工夫が務められていることは各センターで共通していた。これをもとに、年金や介護保険など社会保険制度の復活や手続などが行われている。また、触法障害者に対しては、家族や出身の学校などから成育歴をつかみ、療育手帳の取得に努めているが、協力

が乏しいことや情報が得られにくい等の課題があげられていた。

また連絡協議会でも、情報交換やこれら社会資源の活用について、国による対応ルールなどを行う必要があるとの意見が多く聞かれている。

②社会関係調整で苦勞している点

前出の通り、本人の生活歴をつかんだ上で地域生活への移行を進めていくが、周囲の人間関係が乏しいため制度利用への協力が得難いこと、また刑事施設での処遇などを通して<本人らしさ>というべき個人の特性がつかみにくくなっているため、周囲との関係調整を重ねることによって、徐々に本人のリラックスした環境を築けるような工夫をしている等、具体例をもとに説明がなされることが多かつた。

③考慮している点

触法高齢者・障害者とも本人なりに社会経験もあり、かつこれまで福祉サービスと良好な関係を築けていない等、信頼関係を築く上で障壁があることが、各センターでのヒアリングで語られている。このため、本人を取り巻く環境調整を重視し、様々な考慮を行っているとの意見が多かつた。

D. 考察

質問紙調査では、触法高齢者・障害者の受け入れが必要な状況となる中で、社会福祉との連携による解決・改善への評価は必ずしも高くない事が分かつた。これは、更生保護事業における従来の取り組み方を補完することを期待している施設が多いことを示唆すると考えられた。他方社会福祉との連携に対して積極的な意向のある施設もあり、更生保護の今後のあり方に対する考えが多極化しているといえる。

また、ヒアリング調査を通して見出せるのは、必ずしも社会福祉による社会復帰支援ではなく更生保護の処遇の一部として社会福祉の職員が処遇に従事している事であつた。

これは、更生保護が歴史的に培ってきた伝統や処遇の重要性を看過できないということであり、社会福祉がイニシアチブをとることによって一気に状況を改善するような取り組みが望まれている訳ではない事を示唆していると考えられる。

E. 結論

刑事処分を受けた触法高齢者・障害者が今後一層増加していくことは更生保護関係者の一致する見通しであるが、更生保護の本質的な人格的陶冶や改善更生に対する指導が、社会福祉によるサービス提供によって安易に解決しえないとの認識が根強いということが考えられた。

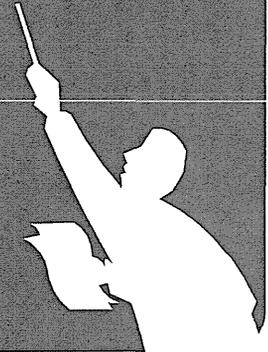
質問紙調査の中でも、更生保護の今後のあり方に対し、「更生保護・社会福祉の考え方の理解」を重視する意見があった。地域生活定着支援事業を契機とした大きな変革が更生保護施設に訪れているが、漸進的な取り組みを重ね、実績を通した両者の協力体制のあり方が今後築かれていくべきであると考えられた。

ノルウェーから見えてくる 日本の高齢者犯罪増加の原因

浜井浩一

はまい・こういち

1960年生まれ。龍谷大学教授。専門は犯罪学。早稲田大学教育学部卒業後、1984年に法務省に採用され、少年鑑別所、少年院、刑務所、保護観察所のほか、矯正局、法務総合研究所、在イタリア国連犯罪司法研究所を歴任。臨床心理士。主著に『犯罪統計入門』『刑務所の風景』（いずれも日本評論社、2006年）、『24時間刑務所、5億で執行猶予』（光文社新書、2009年）などがある。



はじめに

連載も5回目になった。予定では、エビデンス論の続きとしてキャンベル共同計画の成果である、科学的に効果のある犯罪対策や犯罪者処遇について紹介する予定であったが、筆者の希望で順番を変更し、今回は、今年3月にノルウェーで行った調査を通して、日本の高齢者犯罪について考えてみたいと思う。その理由は、それが、筆者が現在一番読者に伝えたい内容だからである。

ノルウェーでの調査研究は、厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（研究代表者：田島良昭）の一環として行った。今回の調査目的は、ノルウェーにおいて犯罪を起こして警察に検挙されるなど刑事司法手続に関与することとなった高齢者（および障害者）の実態を統計的に検証するとともに、彼らが刑務所などの刑事司法機関でどのように処遇され、その際に司法と福祉がどのように連携しているのかを調べることにあった。

現在、日本の刑事政策における最大の課題は、少年非行でも凶悪犯罪でもなく、警察から刑務所に至る刑事司法手続のすべての側面における高齢犯罪者の急激な増加である。しかも、検挙人員や受刑者人員など刑事司法における高齢化は、総人口の約3倍のスピードで進行している。その背景には、急激

に進んだ高齢化とそれを支えきれなくなったセーフティーネットのほころびがあるが、もう1つ大きな問題として、刑事司法と福祉の連携がほとんどないことを挙げることができる。日本では、これまで終身雇用制を背景に、雇用が最大のセーフティーネットとして機能していた。そのため、雇用を失い、次の仕事が見つからなかった場合、それがそのまま貧困やホームレスに直結しやすい危うさがあった。生活苦から、窃盗などで警察に検挙されてしまうと、それが万引きなどの比較的軽微な犯罪であっても、福祉的な支援が得られにくくなり、結果として、万引きを繰り返し、累犯者として実刑を受けるという負のスパイラルに陥ってしまう。日本の刑務所に、数円から数千円の万引きや無銭飲食の常習で受刑を繰り返している高齢受刑者が大量に存在するのはこうした理由からである。

今回のノルウェーでの調査研究の目的は、このような日本の現状を打開するために刑事司法と福祉の連携はどうあるべきなのか、その具体的な方策を福祉先進国のノルウェーの実践を通して考えてみることにあった。具体的な調査内容としては、ノルウェーの政府統計局およびオスロ大学での情報収集と研究者に対するインタビュー調査を行うとともに、オスロ刑務所を参観して刑務所職員に対するインタビュー調査等を行った。

図1 ノルウェーにおける年齢層別の犯罪(crime) 検挙人員の推移

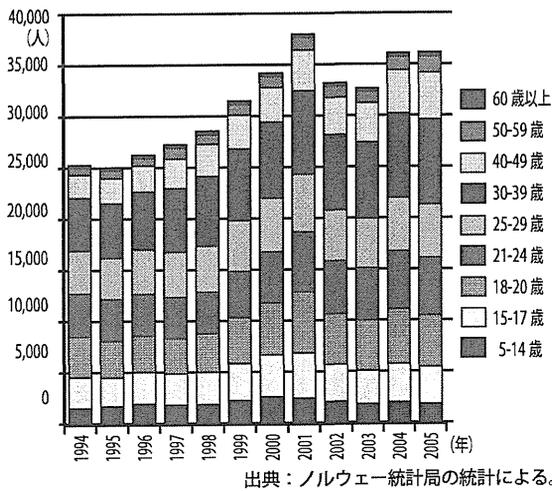
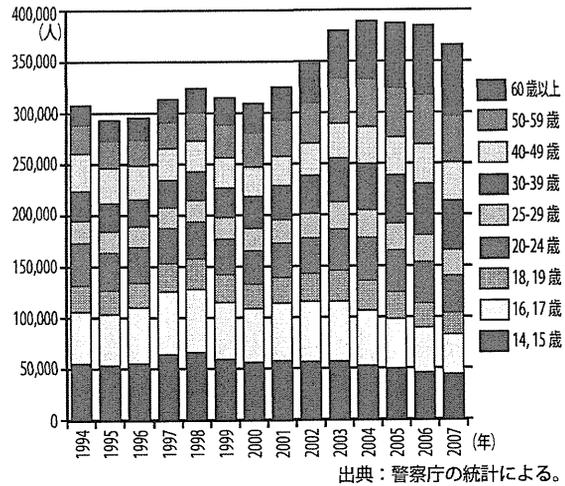


図2 日本における年齢層別の一般刑法犯 検挙人員の推移



高齢犯罪者の動向(統計分析)

まず、ノルウェーの犯罪情勢を簡単に見ておこう。ノルウェーの最近の犯罪情勢は比較的安定しており、犯罪の種類も日本同様に比較的軽微な財産犯が中心である。検挙率も比較的高く、窃盗を含む全犯罪でみると50%弱で推移している。殺人(既遂)の認知件数は、年間50~30件で推移し、人口比で見ると他のヨーロッパ諸国よりもやや低く、日本よりやや多いといったところである。ノルウェーの専門家は、刑事政策上の懸案事項として、薬物犯罪(自己使用)がやや増加していることを挙げる人が多かった。

1 検挙人員

ノルウェーにおける年齢層別検挙人員¹は図1のとおりである。60歳以上の高齢者は非常に少なく、しかも増加傾向はほとんど認められない。なお、ノルウェー統計局は、警察、刑罰、矯正・保護についてそれぞれ独立した担当者が統計を作っており、提供された警察段階の年齢層別の統計データは、最新のものが2005年であった。

図2は、ノルウェーの統計と対比させるために日本における一般刑法犯の検挙人員を年齢層別に見たものである。2つを比べてみると、日本では、検挙人員に占める高齢者の割合がノルウェーよりも多く、しかも最近急激に増加しているのがよくわかる。

2 刑罰

図3は、ノルウェーにおける罰金刑以上の刑罰を受けた人員を年齢層別に人口比で見たものである。

日本と異なり、50歳を超えると刑罰を受ける割合が急激に低下し、60歳以上になるときわめて少なくなることが大きな特徴である。当然のことであるが刑務所にいる高齢者も非常に少ない²。

参考までに、実刑人員のみについてであるが、日本の状況を見ておく。図4は、新(確定)受刑者人員を年齢層別に1971年と2006年についてノルウェーの統計と同様に人口比で見たものである。1971年は、年齢層別に見るとノルウェーの受罰人員と同じような傾向を示している。つまり、加齢とともに、実刑を受ける人が減少し、60歳以上になると実刑を受ける人はほとんどいなくなっている。しかし、2006年の統計では、中高年齢層において実刑を受ける者がかなり増加し、加齢による実刑人員の減少率が小さくなっている。

なお、図4は、年齢層別の受刑者人員ではなく、人口10万人当たりの受刑者数で見たものである。したがって、高齢者人口そのものが増加している影響は取り除いた数字であり、日本のほうがノルウェーよりも高齢化率が高いことが、受刑者人員を増加させているわけではない。ノルウェーと比較しても、過去と比較しても、日本では、中高年齢層が実刑を受けやすくなっているのである。

図3 ノルウェーにおける年齢層別受罰（罰金刑以上の有罪）人員

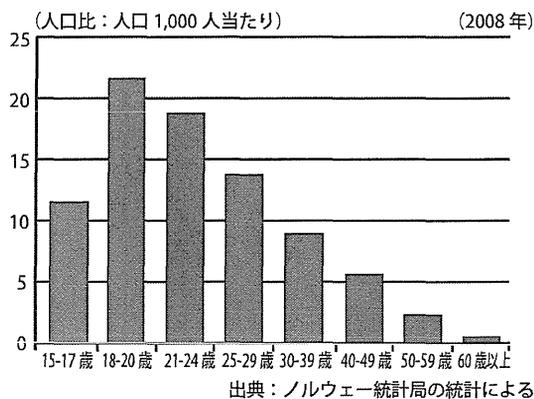
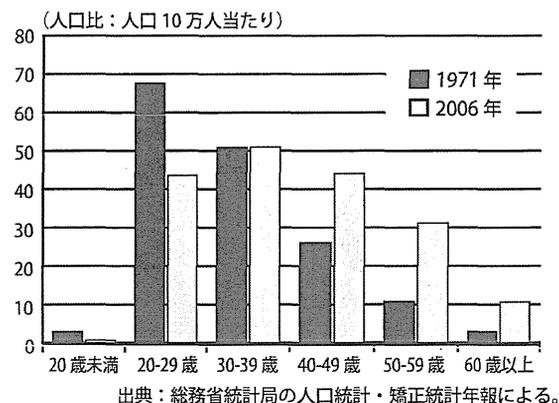


図4 日本における年齢層別新（確定）受刑者人員



オスロ刑務所でのインタビュー調査

今回の調査では、ノルウェー最大の刑務所（定員400人）オスロ刑務所を訪問した。2番目に大きな刑務所は、今年開所し、世界でもっとも人道的な刑務所とも称されるHalden刑務所であり定員は252人である。ノルウェーの刑務所のほとんどは定員が200人を切り100人前後またはそれ以下で運営されている。刑務所というよりは日本の少年院に近いコンセプトの施設である。未決も収容しているオスロ刑務所では、訪問当日、60歳以上の高齢被収容者は性犯罪の累犯で収容されている1人のみであった。

広報担当官に、所内を順に案内してもらい、最初に、精神的に問題のある受刑者のセクションに案内された。自殺念慮や集団適応性に問題のある受刑者を収容して絵を描かせるなどして落ち着かせるユニットである。窓から周囲の住宅地を見渡することができる開放的な雰囲気であった。受刑者から見えてしまうという近隣住民からの苦情はまったくないとのことであった。

オスロ刑務所には高齢受刑者がほとんどいないため、高齢受刑者等のための特化ユニットは存在しないが、高齢刑務官のための特化ユニットが存在する。体力の衰えた高齢刑務官がゆっくりと仕事できるように、収容する受刑者の質や勤務体制などが工夫されている。

訪問したいろいろな部門で、なぜ高齢犯罪者を調査しているのかと職員から不思議がられた。そこで、日本では高齢受刑者の増加が大きな問題となってい

ると回答すると、全員が目を丸くして信じられない（ありえない）と首を振っていた。統計にあるようにノルウェーでは50歳以上の犯罪者についてはほとんど問題となっていない。

最後に、医療部門を訪問した。医療部門は刑務所当局から完全に独立し、地方自治体の医療部門の管轄下にある。したがって、受刑者のカルテが刑務官に開示されることはなく、同じように、看護師や医師が受刑者の罪名等を知ることもない。あくまでも患者の1人として対応している。もともと刑務所医療も地域医療が担当しているため、外部の医療機関との連携はスムーズで、釈放時の医療の継続もとくに問題はないとのこと。担当者は、受刑者といえども1人の人間として尊重されていることが重要であると話す。受刑者と職員の間には良好で、職員の定着率も高い。

医療部門におけるインタビューでもっとも興味深かったことは、受刑者の出所後の福祉や医療は彼らの住所地の地方自治体が責任を持つため、日本で言う、たらい回しは起きないシステムになっているということであった。現実には、ほとんどありえないとのことであったが、もし、帰場所の決まっていない被収容者が釈放される場合には、オスロ市の各区役所が生まれ月によって担当する行政区が指定され、指定された区は、福祉や医療にかかわる責任から逃れられない。受刑者に限らず、住む場所のない人に対してはどこかの自治体が必ず責任を負うことになっていて、その責任を他に転嫁できない仕組みになっている。担当した自治体は、医療、保護、アパートなど

を提供する責任を負う。医療専門の担当者が、福祉や医療は国の責任として提供されるのが当たり前で、政治的な議論の対象となること自体が不思議であると話していたのが印象的であった。

また、彼の話では、ノルウェーの刑事司法では、医師の権威が尊重されているため、精神障害や知的障害などにより、医師が、刑務所での処遇が適当でないと判断すれば、特別なユニットを持つ病院に移送されることになるという。未決段階でも拘置所・刑務所の医師が精神障害だと判断した場合には、入院措置がとられる。そのため医師や看護師から見て明らかに認知症や知的障害の傾向のある人が刑務所に収容されること自体がほとんどない。障害のある人に対しても地方自治体は必要な支援を実施する責任があり、障害で生活困窮に陥ったり必要なサービスが得られなかったりすることは考えにくいとのことであった。

ただし、ノルウェーの刑務所では、医療部門を含めて入所時に知能テストを実施していないため、軽度の知的障害者がどの程度受刑しているかについては確認することができなかった。

オスロ大学犯罪学研究所および同大学 ロースクールでのインタビュー調査

オスロ大学では、犯罪学研究所に所属している教員・研究員だけでなく、ロースクールの社会保障法の教員等に対するインタビュー調査を行った。

1 ノルウェーにおける高齢者サービス

ノルウェーでのすべてのインタビュー調査に共通していたのは、筆者が何を調べようとしているのかイメージがわからないと言われたことであった。そのため、インタビューに際しては、まず、筆者から日本の刑事司法の実態、とくに刑務所における高齢者の増加と知的障害者の問題についてパワーポイントを使って説明した。彼らの感想は、ほぼ共通しており、日本でなぜ、そんなことが起こるのか理解できない。そもそも刑務所に高齢者や障害者を収容すると、人権上の問題がある前にコスト的にかなり高くつくことになり、その点からも大きな批判が起こるはずである。なぜ日本ではそうした批判が起きないのか、と問われ

ることが多かった。そうした疑問に対する回答はともかくとして、司法統計分析からも明らかなようにノルウェーの刑事司法では高齢者問題がそもそも存在していない。現在までのところ高齢者人口の増加が刑事司法には何の影響も与えていないことは明らかである。

そこで、今回の出張では、途中から調査目的と調査のターゲットを司法における福祉の役割ではなく、高齢者の犯罪を防止している福祉そのものに移すこととした。

これまでの日本における高齢者犯罪の分析からは、高齢者が犯罪を繰り返し、刑罰を科される背景要因として、住居や引受人がなく、生計の手段がないことがわかっている。つまり、日本では、生活の基盤となる住宅と生計手段が確保されていないため、高齢化によって雇用を喪失したり、家族からの支援が得られなくなったりすると、セーフティーネットの網の目からこぼれ、貧困に陥り、社会的に孤立しやすい傾向がある。そのことが、高齢者が生活困窮、犯罪(累犯)、実刑といった刑事司法の負のスパイラルに陥る原因となっている。このことを説明したうえで、刑事司法の専門家や法律家にインタビュー調査を行った結果、ノルウェーで同様の問題が発生しない要因として以下の3点が挙げられた。

① **最低補償年金制度**：ノルウェーには、年金に加入していたか、保険料を支払っていたかにかかわらず、最低限度補償された年金制度が存在し、高齢者が貧困に陥ることはない。

② **高齢者向けの公共住宅制度の充実**：高齢者に限らず、地方自治体は住む場所のない者に対して住宅を提供する義務を負っており、高齢者用住宅も質はともかく数は確保されている。ノルウェーでは21世紀に入る前から高齢化に備えて公共住宅を整備する政策が展開されている。

③ **被疑者・被告人・受刑者も市民(逃げない(たらいまわしをしない)福祉)**：犯罪者として検挙され、刑罰を受けたからと言って福祉が手を引くことはない。被疑者・被告人・受刑者といえども福祉を受ける権利を有していることに変わりはなく、必要があれば刑事施設の中においても継続的にサービスを受けることができる。また、実刑となっても刑期自体が短く、継続的に福祉サービスの対象となる(上述のオス



口刑務所でのインタビュー調査結果を参照)。

上記のようなことから、ノルウェーでは高齢者や障害者が雇用や家族からの支援を失っても、彼らを支えるセイフティーネットが存在し、それが高齢者や障害者が社会的な困窮や孤立から犯罪に陥ることを防止していることが推測できる。

また、ノルウェーでは単に福祉が充実しているだけでなく刑罰運用そのものが寛容で、日本をはじめ他の先進国が陥っているような厳罰化の傾向はそれほど認められない。次に、厳罰化³を押しとどめているノルウェーでの背景事情について紹介する。

2 刑事仲裁委員会

ノルウェーには、いわゆる修復的司法の手法を用いたダイバージョンの1つとして、裁判とは別に刑事仲裁委員会という準司法機関が存在する。この委員会は、民事や刑事などのトラブルの仲裁をする機関で法務省が運営している。個人の申し出によって委員会を開催することも可能であるが、警察の捜査段階や検察の段階で起訴・公判という手続に入る代わり(ダイバージョン)として実施することが多い。

これは1980年代に始まったもので、もともとは刑罰の代替措置として導入されたが、1990年代に入り修復的司法という要素を入れて積極的に推進されている。委員会では、被害者および加害者の双方が同じテーブルについて、犯罪の解決策について話し合う。その話し合いの仲介者、いわゆるメディエーターは、一般市民から公募され、応募者の中から政府が任命する。候補者は4日間の研修が義務づけられている。日本の保護司と同様に実費弁償のボランティアで教師や社会福祉士などが多い。

組織的な調査は行われていないが、オスロ大学でこの制度を研究対象としている研究者の話では被害者の満足度は低くないとのことであった。ただし、検察官や警察官には懐疑的な人も少なくないという。器物損壊や万引きなどが対象で、もともとは少年犯罪を主としたターゲットにしてきたが、高齢者犯罪にも適用可能である。実際に35歳以上の加害者のケースも年間2,500件ぐらいがこの委員会にかけられている。委員会は、警察の管轄ごとに存在し、ケースの罪種は地域によってばらつきがある。最近では、財産犯だけでなく暴力事件にも適用されるようになって

いる。

この委員会は手続的にはやや曖昧な部分があり、同じ事案でも対応(処分)が異なってくるため法律家の間での評判は必ずしもよくない。この委員会を推進し、国際的にも著名なオスロ大学のニルス・クリスティ教授は、過去においてノルウェーでも刑事司法を法律家が独占していた時代があり、そのことが刑事政策を厳罰化という誤った方向に向かわせる結果になったと指摘し、犯罪者が同じ人間であるという単純な事実で市民が気がつくことが大切だと指摘していた。

現在、年間9,000件程度がこの委員会にかけられているが、刑事処分全体から見れば、それほど大きな割合を占めているわけではなく、被害者や加害者が途中で拒否すれば正式な刑事手続が再開される。

なお、ノルウェーでは刑事裁判でも参審員制度を採用し、一般市民から選ばれた参審員と裁判官が裁判体を組織し裁判を行っている。参審員に選ばれると任期3年間程度で、年に数件の裁判を担当することになる。このように一般市民が刑事手続の中で犯罪者と直接出会う機会が多く設けられているのがノルウェーの特徴でもある。

3 クロム(Krom)

クロムとは、受刑者・元受刑者や学者等から構成され刑務所運営や改革などについて発言している民間の団体である。英語ではThe Norwegian Association for Penal Reformと訳されている。

1968年に設立された団体で、もともとは、フランスの思想家フーコーの刑務所改革や刑務所の廃止運動から始まっている。当時のノルウェーの刑務所は単なる拘禁施設であり非人道的な処遇が行われており、クロムの活動は、ノルウェーだけでなく北欧における刑務所改革に大きな影響を与えている。現在では、クロムの主催で年に1回2泊3日程度のワークショップが開かれ、受刑者、元受刑者、研究者、被害者、刑務所長、法務省職員、法務大臣またはその代理の者が参加して、受刑者処遇や刑事政策が議論される。政治家や官僚、専門家だけでなく、受刑者や刑務官、刑事司法に関心のある市民などが一堂に集まって、当事者や専門家の話を聞きながら刑事政策について議論が行われる。官僚が密室で議

論して決定するのでもなく、またマスコミにあおられた厳罰化世論に突き動かされる形で政策決定がなされるわけでもなく、行政官や政治家、市民が集まって、当事者や専門家の意見を聞きながら刑事政策が議論されるのがノルウェーの大きな特徴の1つでもある。

ノルウェーの高齢者犯罪の実態から見えてきた日本の高齢者犯罪の問題点

今回は高齢者犯罪を中心に調査を行ったが、ノルウェーでは最低補償年金制度や進んだ住宅政策などたらいまわしをしない福祉の存在が、高齢者犯罪の増加という現象そのものを抑止していることが確認された。また、先に紹介したように、ノルウェーでは日本の裁判員制度に似た、市民が裁判に参加する参審員制度が定着しており、さらに、刑事仲裁委員会にもメディアーターとして市民が参加している。刑事司法が市民に開かれているのが大きな特徴でもある。

そして、このようなノルウェー社会を象徴するのが、クロムが主催するワークショップである。このワークショップに代表されるように、ノルウェー社会には、受刑者を含めてさまざまな立場の人が刑事政策について知り、考え、議論する機会が設けられている。こうした機会によって、市民は、マスコミの犯罪報道以外の方法で犯罪、つまり被害者と加害者の実態を知ることができる。これが、刑事政策における世論形成に大きな影響を与え、寛容でありながら現実的な刑罰運用を可能ならしめている。ノルウェーでは、英米や日本で見られるようなマスコミにおける犯罪報道でも情緒的なものはそれほど見られない。もちろん、地域によっては、薬物依存者のためのリハビリ施設を作ろうとすることに対する反対運動がまったく起こらないわけではないとのことであったが、日本のそれのようにヒステリックなものとはならない。更生保護施設の建設に対する反対運動が子供の安全を守るための正義の運動のように扱われることもない。

日本では、著名人が交通事故を起こしたり、大麻や覚せい剤を使用したりしたときのマスコミ報道に見られるように、何らかの理由で警察に検挙された瞬間から、犯罪者という特別な人間となり、起訴もされ

ない段階から一方的なバッシングの対象となる傾向がある(ノルウェーでは著名人が交通事故を起こしたような場合には、報道しない申し合わせがなされている)。先日、あるワイドショーで、著名ミュージシャンが覚せい剤使用で執行猶予となった事件を取り上げた際に、コメンテーターの女性が「〇〇さんは、いい人っぽく見えてしまいますね」と覚せい剤を使用した悪い人なのに愛だなといったニュアンスで語っていた。彼女の中では、もともと悪人だったから覚せい剤を使用したという思いがあるのであろう。日本では、犯罪者と見なされた人は、普通の人間ではなく、犯罪を起こした悪人という存在となり、市民とは異なる扱いを受ける傾向が強い。刑事司法手続に乗った段階から福祉が手を引くのはこうした日本的風潮の表れであるのかもしれない。

ノルウェーでは、被疑者であろうが、被告人であろうが、受刑者であろうが、市民であることに変わりなく、刑務所など刑事司法機関の中でも自由は拘束されるとしてもそれ以外の点では、市民としての扱いを受ける。当然、福祉や医療も一般社会と同様のサービスを受けることができる。刑務所における受刑者と職員の割合は1対1である。

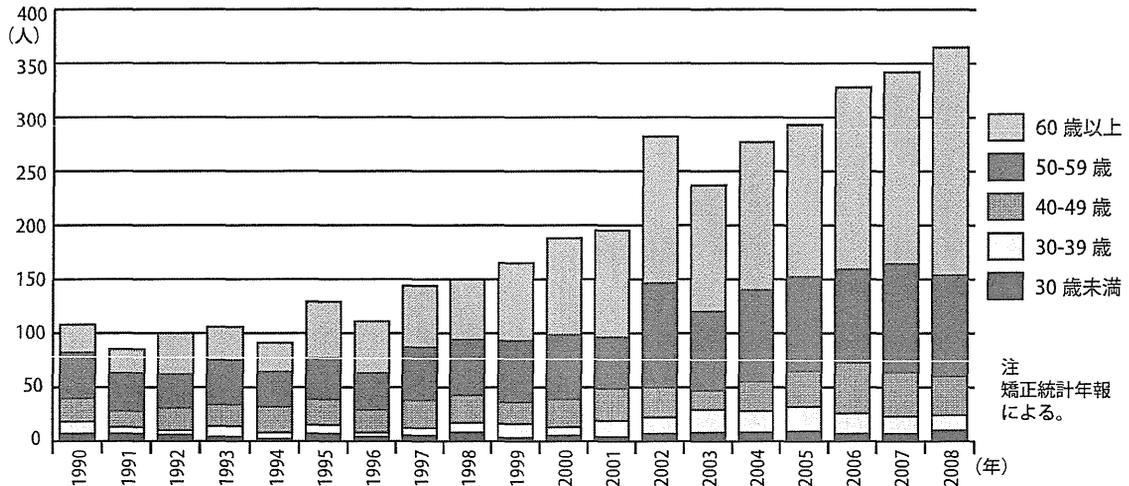
また、注意しなければならないのは、こうしたノルウェー社会が、北欧特有の伝統・文化・歴史を土台として作られたものではないということである。ノルウェーなどの北欧は、昔から福祉大国であったわけではない。ノルウェーでも1960年代には、高齢者福祉も刑事司法もとても人道的といえるものではなかった。ここで報告したようなノルウェー社会は、第二次大戦以降、市民が議論して作り上げてきたものである。日本も英米人の研究者によって、日本特殊文化論で説明されることがあるが、北欧についても、英米の研究者は北欧特殊文化論を展開することがあるらしく、今回インタビューした多くの研究者がそれに強く反発していたのが印象的であった。

おわりに

今回の調査は、ノルウェーにおける福祉と刑事司法との連携を調べるのが目的であった。しかし、ノルウェーには、福祉と刑事司法の特別な連携やそのための制度や組織も存在しなかった。ただ(逃げな



図5 刑事施設における年齢層別死亡者人員の推移



い) 福祉があっただけである。

日本では、生活保護の窓際作戦に見られるように福祉のたらいまわしが起こりやすい。日本で唯一たらいまわしをしないのは刑務所だけである。日本の刑務所が福祉施設化していく原因はここにある。図5は、刑事施設で死亡する被収容者を年齢層別に見たものである。この図には、日本で、刑務所が最後のセーフティーネットとなって高齢者を受け入れ、多くの高齢者がそこで天寿を全うしている様子がよく表れている。

今回の調査を通してわかったことは、現在日本で問題となっているような、高齢者が、万引き、自転車盗、無銭飲食といった軽微な犯罪を繰り返して累犯者となり、最後には受刑者となるような現象は、ノルウェーには存在しないということである。つまり、適切なセーフティーネットがあれば、刑事司法において高齢者犯罪が問題となることはないのである。

発達犯罪学的に見ると人は加齢とともに犯罪行動が減少する。日本のように高齢者や知的障害者が刑務所に大量に収容されているのは、生物学・心理学的な要因、つまり個人に帰属させることができる要因とは異なる社会的な要因が、彼らを犯罪さらには刑罰へと追い込んでいるのかもしれない。

ただし、ノルウェーも楽園ではない。高齢者犯罪の問題は存在しないが、高齢者の社会的孤立、そしてそこから派生するアルコール依存症など、高齢者が生きがいを持てる社会の建設という意味ではノルウェーにもさまざまな問題が存在する。何より、ノル

ウェーでは国民が最大25%の消費税など高負担の痛みを耐えている。

今回のノルウェー調査を通して、高齢犯罪者が増加するという問題の本質がどこにあるのかはよくわかった。高齢犯罪者の問題は、本質的に刑事政策の問題ではなく、社会保障を含めたセーフティーネットの問題である。そして、その問題を解決するためには、国民に痛みを分かちあってもらいが必要であり、そのためには政府が国民から(税金を預けても大丈夫だと)信頼されるものでなくてはならないだろう。

1 ノルウェーの統計(出典)はすべてノルウェー統計局(Statistics Norway)による。ノルウェーでは、犯罪統計がcrime(犯罪)とmisdemeanours(軽罪)に分かれており、本稿で紹介する統計は、原則としてmisdemeanoursを除いている。処罰対象となるmisdemeanoursのほとんどは交通事犯関係である。また、年齢層別の統計ではごくわずかであるが不明も除いている。

2 なお、ノルウェーでは、平均刑期は短く、2007年に刑務所を釈放された12,773人中、9,222人が執行刑期3月未満で釈放されており、10年を超えていたものは1名である。2007年1月1日の被収容者中60歳以上の高齢者の割合は2.6%で、未決だけでは0.6%であった。

3 これについては、日本犯罪社会学会編『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』(現代人文社、2009年)を参照されたい。



少子・高齢化が犯罪に与える影響と その中で持続可能な刑罰（刑事政策）の在り方 ——犯罪学からの提言——

浜井浩一

龍谷大学

〈要旨〉

本稿の課題は、人口動態の変化、つまり少子・高齢化によって犯罪動向がどのように変化し、それに刑事司法制度がどのように対応しているのかを分析した上で、今後、少子・高齢化が更に進行する可能性の高い日本において、刑罰運用を含めた持続可能な刑事政策はいかにあるべきかを検討することにある。

結論から言うと、少子・高齢化は、犯罪に対して最も活発な若者が減少し、犯罪に対して最も非活発な高齢者が増加するため、全体としては犯罪減少社会を作り出す。事実、罪種によって多少傾向の違いはあるが、窃盗においても、殺人においても犯罪は若者の減少と共に減少している。

その一方で、年齢による犯罪率の変化を示す年齢層別検挙人員を人口比で示した犯罪曲線を詳細に分析してみると、そこには1990年代後半から微妙な変化が認められる。それは、30歳以降において加齢による犯罪の減少傾向が消失したことである。つまり、日本では、30歳を過ぎると犯罪から足を洗えなくなってきているということである。犯罪の背景要因には生活苦や社会的孤立が存在する。少子・高齢化は、消費を衰えさせ経済全体を衰弱させる。1990年代後半における経済不況の原因の一つは少子・高齢化である。つまり、少子・高齢化は、全体としては犯罪を減少させるが、不況を生み出すことで中高年の立ち直りを阻害する一面があるのである。

日本の刑事司法は応報を基本とし、累犯加重を機械的に適用する傾向が強く、判決までの段階では犯罪者を更生させるという意識は乏しい。その結果として、万引きや無銭飲食などの高齢犯罪者が増加する中、彼らの多くが、軽微な犯罪の繰り返しで実刑となり、受刑者の高齢化は深刻な状況となっている。

少子・高齢化社会において持続可能な刑事政策を実現させるために必要なこと、それは、これまでの「応報型司法」を改め、犯罪者の更生を可能とする「問題解決型司法」を目指すことである。そのために、同じ大陸系刑法の伝統を持ち、日本に次いで人口の高齢化が深刻なイタリアがいかに高齢犯罪者の増加を防止しているのかを参考に刑事司法改革の方向性について考える。

キーワード：少子高齢化、持続可能な刑事政策、イタリア

1 はじめに

福島第一原子力発電所（以下、福島原発）の事故によって原子力カルネッサンスともいわれた原子力発電に対する安全・安心が崩壊したといわれる。福島原発の事故原因については、今後、様々な観

点からの検証が行われることになる。

さて、本稿は、犯罪社会学を基本とする刑事政策の論文であって原発事故に関する論文ではない。しかし、福島原発の事故とその拡大がなぜ防げなかったのかを調べてみると、原子力政策（原発開

発)において、刑事政策と共通する問題点を見出すことができる。それは、端的に言って、「(科学的)事実を軽視した政策決定」といってもいいだろう。原発問題を語るときに、「原発村」という言葉が用いられる。これは、電力会社だけではなくマスコミを含む産業界、経産省を中心とする官界、政界、学界など原発開発に利害や利権を共有する人々の集まりを意味している¹⁾。この「原発村」が、スクラムを組んで原発の拡大を目指して進んでいったのが原発推進政策である。原発開発においては、単に発電所を作るコストだけでなく、地域対策、CMを含む啓蒙活動、研究開発費(科研費を含む)、政治献金など巨大な資金が動く。お金だけではなく、天下りを含めて官界から産業界、政界、学界の間でも異動する。そして、利害を共有する人々が、政府の委員会を組織して、産業界や官界の用意した資料に基づいて議論を行い、政策を決定する。「原発村」においても、いわゆる審議会方式で政府の意思決定が行われていた。当然のことであるが、利害を異にし、異論を唱える者は、政府の委員会に加わることはなく、それぞれの(世)界の中で排除・淘汰されていく。マスコミも巨大スポンサーの意向に沿う形で、原発推進に反対する立場の番組は制作せず、原発反対のタレントも起用しない。研究者も、原発の危険性を強調するような研究をすると官民を問わず研究費そのものが獲得できなくなるという。

規模は違うが刑事政策の分野でも同じようなことが起きていた。仮に、これを「原発村」になぞらえて、「厳罰村」と呼んでおこう。「厳罰村」は、日本の治安が悪化していると考え、それを刑罰や監視の強化など威嚇と力によって解決しようとする人々の集まりである。「原発村」と同様にマスコミや警備会社などの産業界、法務・検察や警察などの官界、政界、学界から構成されている。アメリカの場合、この「厳罰村」は、200万人もの

受刑者を含め700万人に近い人々が何らかの刑事司法機関の監視下におかれ、民営刑務所を運営する企業が投資の対象となるなど市場規模が大きく、その中で動く資金も巨大であるが²⁾、日本の場合は、犯罪そのものが少なく、「原発村」と比較すると市場規模ははるかに小さい。しかし、利権をめぐる構造はほぼ同じである。刑事政策における利権は、金銭的なものというよりは刑罰権の拡大である。たとえば、法律が作られ、従来罰則のなかった行為に対して罰則が加えられたり、罰則の運用が強化されたりすることである。それは、ある意味では、新たな犯罪の創造であり、刑事司法にとっては新規顧客の獲得、つまり市場の拡大を意味する。刑罰権を行使できる官庁にとっては権限の拡大につながり、それにとまって予算や人員を拡大し、組織を大きくすることができる。刑事法の研究者にとっても、刑罰の適用範囲が拡大すれば、研究の守備範囲が拡大し、研究資金を獲得する機会や、政府の審議会に参加する機会も拡大する。刑罰が、医療事故や金融商品等の取引にも適用されるようになれば、これを専門とする研究者や法曹のビジネスチャンスが拡大する。つまり、社会的な影響力が拡大するのである。

「原発村」が利害を同一にする者が自然と集まって作られ、その影響力を拡大したように、「厳罰村」も治安の悪化を憂い、それを刑罰などの力によって抑え込もうと考える人々が、強い影響力を持つ者(官庁を含む)の周りに自然と集まって作られたものである。「原発村」も「厳罰村」も、そもそも自分たちの利害のために社会を犠牲にしてもいいと考えていたわけではなく、それぞれの村が推進する政策が、日本には必要であるという正義感が原動力になっていたに違いない。

ただ、「原発村」と「厳罰村」に共通する問題点は、利害を共有する者たちだけが集まってしまい、審議会などの委員会においても、それを主催

する政府（官庁）の用意した事実を疑う姿勢のないまま議論が進み、マスコミも記者クラブを中心に大本営発表よろしく政府の発表をそのまま報道してしまい、世論が作られていったことにある³⁾。

福島原発の事故では想定外という言葉がよく使われるが、「原発村」では、10メートルを超える津波も、全電源喪失の可能性もほとんどないものとして議論が進められていた。「厳罰村」では、治安が悪化した、少年犯罪が凶悪化したという前提を疑うことなく議論が進められ、監視カメラを敷設したり、刑罰を重くしたりすれば犯罪は減少するに違いないという根拠のない信仰に基づいて政策が決定された。共有されている前提そのものを疑い、事実を客観的に評価しようとする姿勢が欠けていたのである。治安悪化や少年犯罪凶悪化などのように統計的に正しくない事実でも、皆で共有してしまうとそれが常識となり、そこに疑問を投げかけること自体が困難となる。

また、もし、事故前の絶対安全なはずの福島原発で、東京電力が突然大規模な工事を行い、津波防波堤を強化し、非常電源を高台に増設しようとしたら、当時の野党などから「安全じゃなかったのか」と叩かれたに違いない。安全と言ってしまった以上、途中で方針を変更するのは難しく、批判されなくなかったら、村の常識である「絶対安全」や「治安悪化」といった前提を守り抜くしかない。

有効な対策を立てるためには、発生している問題を正しく理解することが不可欠である。刑事政策においては、治安は本当に悪化しているのか、少年犯罪は凶悪化しているのかを正確に評価し、刑罰を重くすると何が起きるのかを正確に検証してみることが必要である。まず目の前にある現象、つまり「事実」と真摯に向き合い、問題の本質を理解しなければ、とうてい正しい答えに行きつくはずはないのである。

さて、力が入りすぎて前置きが長くなってしまったが、本稿では、「少子・高齢化が犯罪に与える影響とその中で持続可能な刑罰（刑事政策）の在り方——犯罪学からの提言——」と題して、「厳罰村」の何が問題なのかを考えつつ、今後、少子・高齢化社会が更に進行すると思われる21世紀において、どのような刑事政策が望ましいのかを考えてみたい。具体的には、最初に、少子・高齢化が日本の犯罪にどのような影響を与えているのかを統計的に分析しつつ、日本において高齢者犯罪が増加している原因を探る。

さらに、刑事司法のメカニズムに焦点を当て、先進国のなかでも日本の刑務所において突出して高齢化が進んでいる原因についても分析する。その際に、日本において高齢者だけでなく知的障がい者を含めた社会的弱者が軽微な犯罪を繰り返すことで実刑判決を受けていることに注目し、日本の刑事司法、特に刑罰システムを批判的に分析することでその問題点をえぐり出し、さらに、刑罰を犯罪者の更生という観点から見直すことで、少子・高齢化が進む中で持続可能な刑事政策のあるべき姿を模索してみたい。

2 少子・高齢化と犯罪・非行

(1) 少子・高齢化と窃盗・殺人

さて、少子・高齢化によって犯罪や非行はどのように変化するのであろうか。これは、人口動態の変化が犯罪や非行にどのような影響を与えるのかという問いと同じである。以下、日本の犯罪や非行が人口動態とどのような関係にあるのかを分析していく。

犯罪の出現率は年齢によって異なる。一般的には、思春期から徐々に非行が始まり、青年期でピークを迎え、後は次第に減衰していく。これは先進国に共通の現象である。人は加齢によって心身が成長し、生活の範囲を広げ、年齢に応じた社